



---4月の月間目標---

生活改善

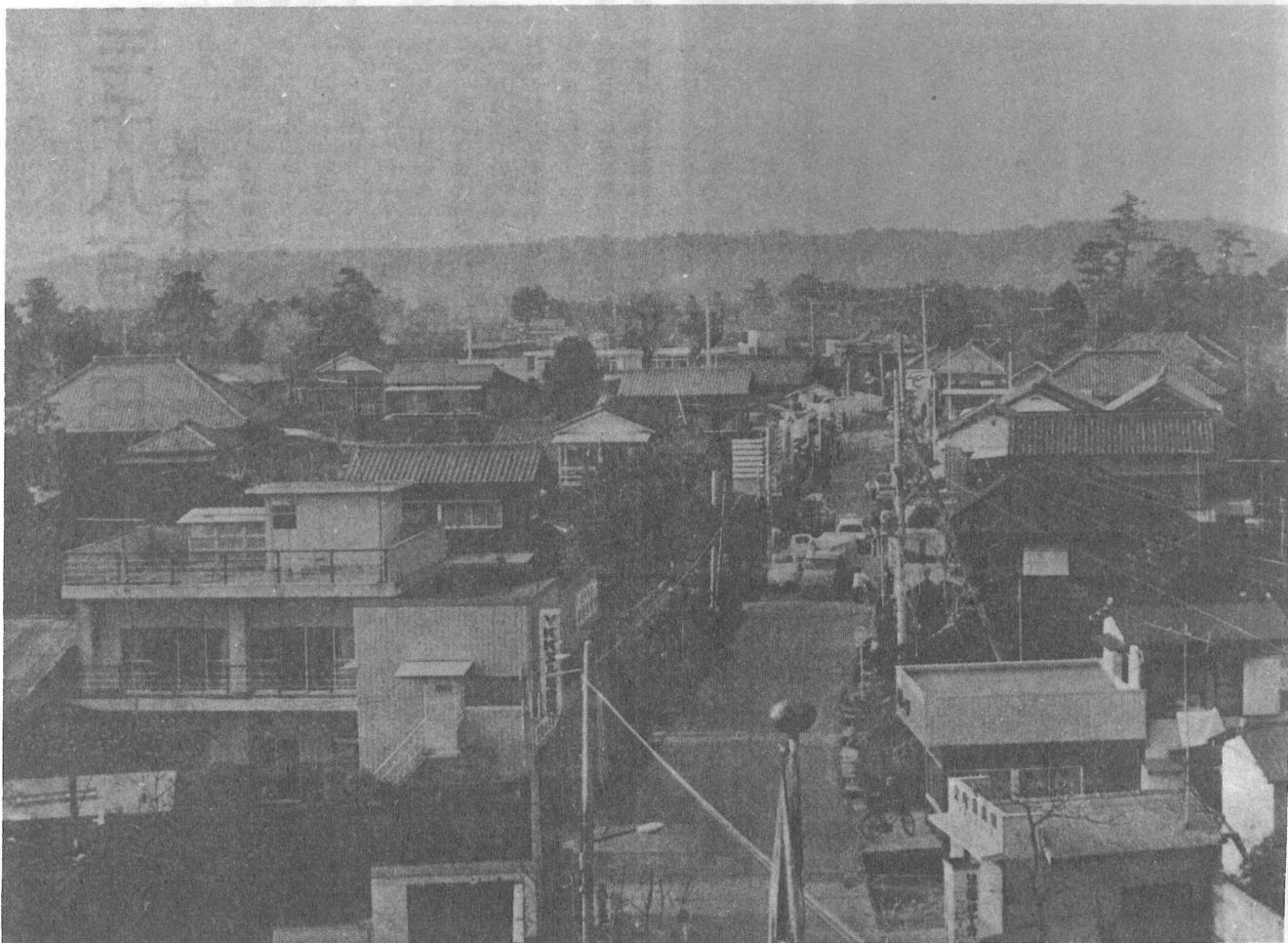
発行所

光町役場

匝瑳郡光町宮川5,454の5
電話(04798)2-1211代

町の状況

男	5,618人	- 6
女	5,907人	+ 28
計	11,525人	+ 22
世帯	2,607	+ 8
面積	33.40平方キロ	



町の中心地・橋場

(役場前火の見より芝崎方面を望む)

四
月

(卯月・うづき)

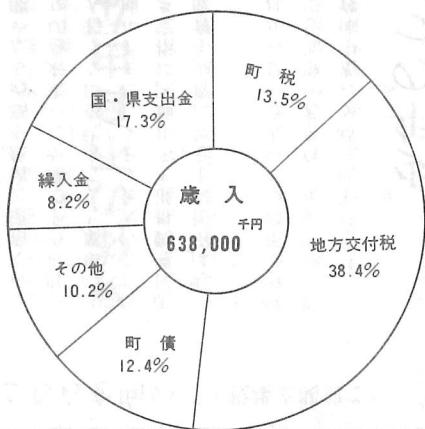
四月、官公庁では新年度（四十
八年）のスタートする月です。町

もこれから新規事業等により活気
づき明るく住み良い町づくりが進
められます。皆さんの身近では、
可愛らしいランドセル姿で学校へ
通う新入学生の見られる時、こん
な姿を見ると何かほほえましく、
また懐しく感じられます。桜の花
が咲きみだれ、元気な子供達の声
が学校から聞えてくるようです。

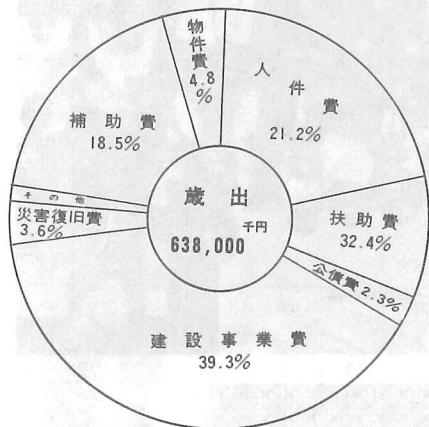
昭和48年度予算 総額8億9,286万円



(予算審議中の議会)



歳入の構成割合



歳出の性質別内訳

一般会計

六億三千八百万円でスタート

基本構想に基づき計画的発展を!!

昭和四十八年町議会第一回定例会が三月七日から九日まで開催され、四十八年度予算、一般会計六億三千八百万円、國保特別会計一億五千六百九十八万九千円・食肉センター特別会計七千三百三十八万九千円・有線特別会計二千四百四十八万五千円・総額八億九千二百八十六万三千円が全員一致で可決されました。

四十八年度に対する町長の施政方針は、基本構想によるところの

三ヵ年実施計画を基盤に、「産業の振興」、「住民福祉の向上」、「教育の振興」を主眼として実施。

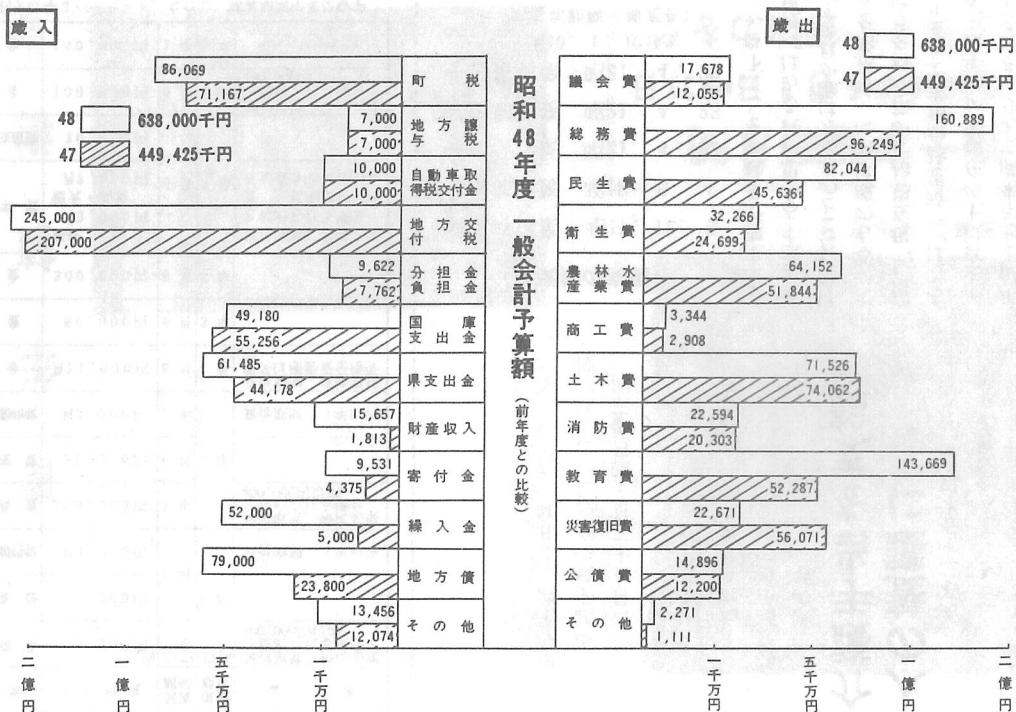
第一の産業の振興については、基幹作物の選択的拡大を図り各種の共同協業組織の育成強化に重点を置きます。

第二の住民福祉の向上については、環境整備の保全、老人・児童福祉対策の強化などきめのこまかくの施策を実施します。

以上が町長の四十八年度に対する施政ですが、予算の主要な内容等をお知らせします。

歳出では、中央公民館・庁舎建設・道路整備等の投資的経費は、物件費・物件費などの経常的経費は、五百七・一%、三億六千四百三十九万七千円となっています。

昭和四十八年度一般会計歳入歳出予算額は六億三千八百万円で前年度に比較すると四一・九%、実額一億八千八百五十七万五千円の大額な増加となっています。これを歳入で見ると町税・財産収入などの自主財源の占める割合は二十九・一%、一億八千五百九十三万五千円となり、また地方交付税・国庫支出金・町債などの依存財源は



特別会計

◎国民健康保険
国保特別会計予算額は一億五千六百九十八万九千円で前年度と比較すると三〇・五%、三千六百七十六千円の増加となっています。

この伸びは、主として昨年四月から老人医療の無料化に伴つて急

騰した保険給付費の増加によるもので。一方財源措置としては国庫支出金、保険税等をもつてあります。

◎食肉センター
食肉センター特別会計予算額は七千三百三十八万九千円で、前年度に比較すると十八・八%、一千六十一万四千円の増加となつて

ることになっています。

◎有線放送
有線特別会計予算額は二千四百四十八万五千円で前年度に比較し二四・八%、四百八十六万四千円の増加となつてある。この伸びは主として地方債の償還金及び人件費の増加によるものです。

四十八年度の主な事業

(福祉・厚生) (建設・産業)

老人・児童 環境衛生)を重点

今年は福祉の年ともいわれていますが、当町においても老人医療費の無料化を始め、寝たきり老人介護手当の支給、特殊ベット、日常用具等の貸与など更に老人福祉対策を強化し一千三百三十一万円が計上されています。

また保育所への措置費・児童手当制度などの児童福祉対策費に三千七百四十五万八千円。

更に、保健衛生についても二千四百四十八万一千円が計上され、各種の予防接種・環境衛生など住み良い町づくりが進められます。

◆農免道路建設事業◆

富下、新井間を改良舗装する工事で、すでに四十七年度から四十九年度の継続事業として着工しているのですが、四十八年度は一千五百三十二万七千円が計上されています。

◆町道新設改良事業◆

町内の主要道路の改良、舗装工事費として五千三百七十六万六千円が計上されています。

◆青年館建設事業◆
尾垂部落に青年館を建設するため、五百四十三万五千円の建設費が計上されています。

◆高能率の生産組織育成事業◆
たばこ生産近代化施設事業補助として九百七十八万九千円が計上されています。

先月号でお知らせしましたが、四十八・四十九年の二カ年度継続事業により光中学校前に鉄筋コンクリート二階建で延べ二千三百坪

林地崩壊防止五ヵ所、農業用施設復旧一ヵ所となつており、一千八百七十万三千円が計上されています。

赤ちゃんは元気いっぱい 昭和47年度優良児決まる



ハイ！こちらを向いて（役場玄関前で）

桜もほころびそ
めた三月三十日、
昭和四十七年度優
良児の表彰式が橋
場青年館で行なわ
れました。

このお子様達は
昭和四十六年四月
一日から昭和四十
七年三月三十一日
までに生まれた一
五〇名の中から十
二名の方々が選ば
れ、表彰されたも
のです。

赤ちゃんを育てることは大変で
す。受賞されました赤ちゃんのお
母様や御家族の皆様の方の努力に感
謝すると共に心からお祝い申し上
げます。また受賞できなかつた一
三〇余名の赤ちゃんも非常に元気
に発育しており、審査にあたつた
先生方も喜んでおられました。
お子様は子供だ、子供だ、と思
つているとたちまち大きくなつて
しまいます。

健全なる精神は健康な身体に宿る
と言います。ますく養育にはげ
まれ立派な社会人になれますよう
お願いいたします。

氏名	保護者	部落名
萩原円	清秀夫	関原方
加瀬崇子	政晴	篠本二三区
鈴木美千代	利昭	米屋
小川裕美	小川裕美	小川裕美
樽谷至崇	樽谷至崇	樽谷至崇
渡辺和哉	渡辺和哉	渡辺和哉
小川泰代	渡辺和哉	小川泰代
越川孝明	越川孝明	越川孝明
今関美歩	今関美歩	今関美歩
椎名美喜	高明輝彦	高明輝彦
斎藤孝弘	初美	初美
砂田重一	義弘	義弘
椎名美喜	二関	二関
斎藤孝弘	県住	篠本三区
砂田重一	関又	関又

* * * * *

—230—

ふるさとに緑と愛を！ 青 年 植 樹

好天にめぐまれた三月十五日、新庁舎建設予定地で青少年五十余名が参加し植樹式が行われました。これは、郷土の緑化運動に青少年が協力し、自らの健全な成長と郷土愛の精神を養うためのものです。植えられたさくら、つつじ、いちょう、くろまつの四種類、八十二本は美しく、そしてたくましく青少年と共に伸び大きく枝を四方にはることでしょう。



大きく育て……

赤十字運動月間
昭和48年5月1日→31日
皆様の暖かい御協力を!!

友達の演奏にうつとり……

三月三日前九時から光中体育馆で少年少女三百余名が参加して町の少年のつどい大会がひらかれました。

町は昭和四十七年に青少年育成国民運動推進モデル地区に指定され、この大会はそうしたモデル地区の事業として次代をになう若人が自らの手で輝かしい未来を切りひらく希望と情熱を高めるため開かれたもので参加した少年少女はおのれの思考をこらした出し物により、楽しく一日をすごし、大きな友情の輪のもとにこの大会の目的を果すことが出来ました。

大きな友情の輪のもとに 少年のつどい大会開かれる



友達の演奏にうつとり……

赤十字運動月間
昭和48年5月1日→31日
皆様の暖かい御協力を!!

犬にご注意を!

狂犬病予防注射を受けましょう

最近、犬による被害がふえて大きな社会問題となっています。

農作物を荒したり、家畜をおそたりするばかりでなく、子供が犬に咬まれて生命を失うという、いたましい事故さえ、おこっています。

す。

人が原因による被害は、飼い主が犬を放し飼いにしたり、不要になつた犬を勝手に放つておいたため野犬になることが多いのです。

犬を飼うためには、野犬にしないよう次のことを守つて下さい。

一、犬を飼う時には必ず役場に登録しましょう

二、生まれてから九十日以上の犬は年二回、春・秋、狂犬病予防注射をうけましょう

三、犬は常につないでおきましょう

四、不要になつた犬は保健所にたのみ、引きとつてもらいましょう

保健所は不要犬の野犬化防止のため町の協力のもとに不要犬一頭五〇〇円で買い上げを実施しております。

なお、春の狂犬病予防注射は次の日程により実施しますので、最寄の場所で受けて下さい。



◎世帯更生資金貸し付け制度について◎

この資金の貸し付け対象となる世帯は、収入が少なく、また、必要な資金の融通を他から受け取ることが困難と認められる世帯です。

貸し付け条件は、下表のとおりですが、この資金の申込みや相談は、近くの民生委員または役場厚生課（有線 204～01）へおたずねください。

貸付条件一覧表

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費 200,000円	以内	以内	貸付限度、特に必要と認められる場合 400,000円以内
	支度費 30,000円	6月	6年	
	技能習得費 月3,000円			貸付期間 3年以内
身体障害者更生資金	生業費 200,000円	1年	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 400,000円以内
	支度費 30,000円	6月		
	技能習得費 月3,000円	1年		貸付期間 3年以内
生活資金	月11,000円	6月	5年	貸付期間、技能習得費又は療養資金借受中
福祉資金	50,000円	6月	3年	
住宅資金	300,000円	6月	6年	
修学資金	修学費 高校 月3,000円 短大・高専 月7,000円	6月	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 高校月4,000円以内 短大・高専月9,500円以内
	就学支度費 30,000円			
療養費金	100,000円	6月	5年	貸付限度、特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金	150,000円	1年	6年	

(注) 貸付利子は年3パーセント。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子

在宅ねたきり老人等介護手当支給制度の新設

日常生活のほとんどが、人手を要する六十五才以上の人

一時恩給を早く請求しましよう

臥床し、入浴、食事、排便等

年以上七年未満であり、そのうち下士官以上の在職年が一年以上ある二十五才以上六十五才未

年軍人で引き続く実在職年が三

年未満の方は、一時恩給が請求できます。

（但し、現在恩給とか扶助料をうけているものまたは前に一時恩給をうけているものがある方は除かれます。）

※該当すると思われる方は、役場

へお問い合わせ下さい。

厚生課で手続きをして下さい。

（有資格の実例）

厚生課だより

（午前十時～午後二時）	（午前二十時～午後二時）
四月二十七日 日吉公民館	四月二十七日 南条公民館
（午前十時～午前十一時三十分）	（午前十時～午前十一時三十分）
四月二七日 南条公民館	四月二六日 白浜公民館

が支給されることになりました。

◎支給対象者

居宅において、ねたきり老人又は、ねたきり身体障害者を現に介護している者は

◎介護手当の額

ねたきり老人等一人につき、月額千円

八月・十二月・四月の三回
申請手続やくわしいことは、役場厚生課へご相談ください。

介護手当を支給

満の者

ねたきり老人等一人につき、月額千円

厚生課で手続きをして下さい。
（有資格の実例）

臨時召集	昭17. 12. 5	4
支那勤務	昭18. 6. 23	
伍長	昭21. 4. 23	
支那出發	昭21. 4. 29	
召集解除	大10. 1. 10日生	
	支那勤務（補充兵）	



第28回大会

若潮国体を成功させよう

夏季大会 昭和48年9月9日(日)~12日(水)
秋季大会 昭和48年10月14日(日)~19日(金)

まず土地については従来の評価額に(田畠)については一・〇五倍、(山林、原野)は一・一〇倍、宅地は一・五四倍~一・七七倍です。尚課税標準額も昭和五十一年度課税からは評価額課税(住宅用地は評価額の二分の一)になります。家屋については十年ぶりの評

価替であり旧基準と新基準を比較すると木造家屋については一・六一・八倍、非木造家屋については一・四三倍となります。町では従来の家屋との均衡を図るために負担調整率をもうけて三年計画で評価額課税を致します。

税法の改正により各免税点(課税標準額)も次のように変る予定です。

今月も次のとおり集合徴収を行いますので御利用下さい。

四月二十七日(金)午前九時~午後四時まで

日吉 光農協日吉支所
南条 光農協南条支所
白浜 白浜公民館

税金のしおり

固定資産の評価替のお知らせ

今月の納税

国民健康保険税第一期

軽自動車税全期

納期はそれぞれ五月一日です。

この間全国で約一〇〇万の人々が

この制度に加入しました。ご承知

のようになります。あなたのお

後幸運のため一日も早く農業者

年金への加入をお勧めいたします。

おたづね下さい。(有線)二〇七一



今年は固定資産の評価替の年です。

まず土地については従来の評価額に(田畠)については一・〇五倍、(山林、原野)は一・一〇倍、宅地は一・五四倍~一・七七倍です。尚課税標準額も昭和五十一年度課税からは評価額課税(住宅用地は評価額の二分の一)になります。家屋については十年ぶりの評

一、土地 十五万円(現行八万円)
一、家屋 八万円(現行五万円)

一、償却資産百万円(現行三〇万円)

本年度の固定資産税第一期分の納期は地方税法の一部改正関係で五月三十一日になります。

(農家の皆さんへ)

(農業者年金への加入のすすめ)

農業者年金制度ができるからすでに二年がすぎました。

この間全国で約一〇〇万の人々が

や農業委員会、農業協同組合など

農業関係者の強い要望によりつくられた制度ですが、国民年金に加入

している五十アール以上の農業経

— 231 —

自動車排出ガス規制強化について

自動車排出ガスによる大気汚染防止のため運輸省は本年1月8日に道路運送車両の保安基準(運輸省令)を改正し本年5月1日から規制の強化が行なわれることになりました。これは法令に基づき義務付けられたものですので、公害防

止の見地から皆様のご協力をお願いします。

①排出ガス対策の時期と方法

今回の排出ガス規制は、まず点火時期の調整を実施し、続いて運輸大臣の定める期限までに排出ガス減少装置の取付を行なわなければなりません。

方 法	期 限	対 象 自 動 車
点火時期調整	48. 4. 30まで	ガソリン又はLPGを燃料とする普通、小型、軽自動車
排出ガス減少装置の取付	排気量、地域により下表に定める期限	ガソリン又はLPGを燃料とする普通、小型自動車

②自動車排出ガス減少装置取付期限

車種	規格	その他の自動車		
		1000ccをこえるもの	1600~1800cc	1000~1600cc
千葉県 神奈川県 埼玉県	48. 8. 31まで	48. 11. 30まで	49. 3. 31まで	50. 3. 31まで
				49. 12. 31まで
その他地域	49. 12. 31まで	50. 3. 31まで	50. 3. 31まで	50. 3. 31まで

③対策済ステッカーの表示

対策を実施した自動車には、定められたステッカーを助手席側のサイドガラスに車室内より貼付しなければなりません。なお、表示をしていない自動車は法令違反(5月1日から)になりますからご注意下さい。

④お問い合わせは

千葉県陸運事務所整備課 電話 0472-42-7337

たばこは町内で買いましょう

當者は全て加入しなければならないことになつております特に大正五年、六年生れの方は速やかに資格取得届を提出していただきませんと近く期限切れとなり折角加入資格があり乍ら将来年金を受ける事ができなくなります。あなたの老後幸運のため一日も早く農業者年金への加入をお勧めいたします。詳細については農業委員会へおたづね下さい。(有線)二〇七一〇二)



※新規採用	
一月一日	付け
四月一日	付け
五月一日	付け
六月一日	付け
七月一日	付け
八月一日	付け
九月一日	付け
十月一日	付け
十一月一日	付け
十二月一日	付け

大木 美枝子	税務課
伊藤 定幸	住民課
椎名 孝一	税務課
戸村 文雄	建設課
磯部 富雄	厚生課
布施 弥生	総務課
宇井 かつ江	農業委員会事務局
渡辺 梅吉	食肉センター
鈴木 茂代	建設課
大木 喜逸	建設課
小林 清繁	建設課
鈴木 正一	建設課
大木 のぶ子	八匝教委
宇井 かつ江	食肉センター
渡辺 梅吉	建設課
鈴木 茂代	建設課
大木 喜逸	建設課
小林 清繁	建設課
鈴木 正一	建設課
大木 のぶ子	八匝教委
宇井 かつ江	食肉センター
渡辺 梅吉	建設課
鈴木 茂代	建設課
大木 喜逸	建設課
小林 清繁	建設課
鈴木 正一	建設課
大木 のぶ子	八匝教委

今月の行事予定	
十四日	納税組合長会議
十七日	町長選挙投票日
十八日	行政相談日
二十一日	三・三〇(役場)
二十三日	二十三日 民生委員会
一〇〇〇役場	一〇〇〇役場